

京都市振替用品購入基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第129号

京都市振替用品購入基金条例施行規則の一部を改正する規則

京都市振替用品購入基金条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「及び教育委員会事務局」を「, 上下水道局, 教育委員会事務局, 選挙管理委員会事務局, 人事委員会事務局及び監査事務局」に改める。

附 則

この規則は, 平成16年4月1日から施行する。

(会計室物品会計課)